

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 5号機における原子炉補機冷却海水ポンプ(D)
の不具合について

平成 17 年 6 月 21 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 5号機(沸騰水型、定格出力 110万キロワット)は、定格熱出力一定運転中ですが、平成 17 年 6 月 21 日午前 0 時 20 分頃、海水熱交換器建屋地下 1 階において、原子炉補機冷却海水ポンプ^{注1}の予備機起動試験のため同ポンプ(D)を起動したところ、ポンプの軸封部に異臭ともやが確認されたことから、同ポンプを停止いたしました。このため、午前 0 時 30 分、保安規定に定める「運転上の制限」^{注2}からの逸脱を宣言しました。

その後、保安規定に基づき、同ポンプが不調の場合に要求される措置^{注3}を実施し、問題がないことを確認しております。

今後、同ポンプの軸封部の点検を行います。

なお、保安規定においては、10 日以内に復旧することが求められています。

以 上

注 1 : 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却水系および同海水系は 2 系列で構成されており、各系列ごとに冷却水ポンプおよび海水ポンプが 2 台ずつ設置されています。通常時は発電所設備の常用系機器(ポンプ軸受、熱交換器等)の冷却、非常時には非常用ディーゼル発電機などの非常用機器を冷却するため、冷却水(純水)を循環させており、この冷却水を海水により冷却しているのが同海水ポンプです。

注 2 : 運転上の制限

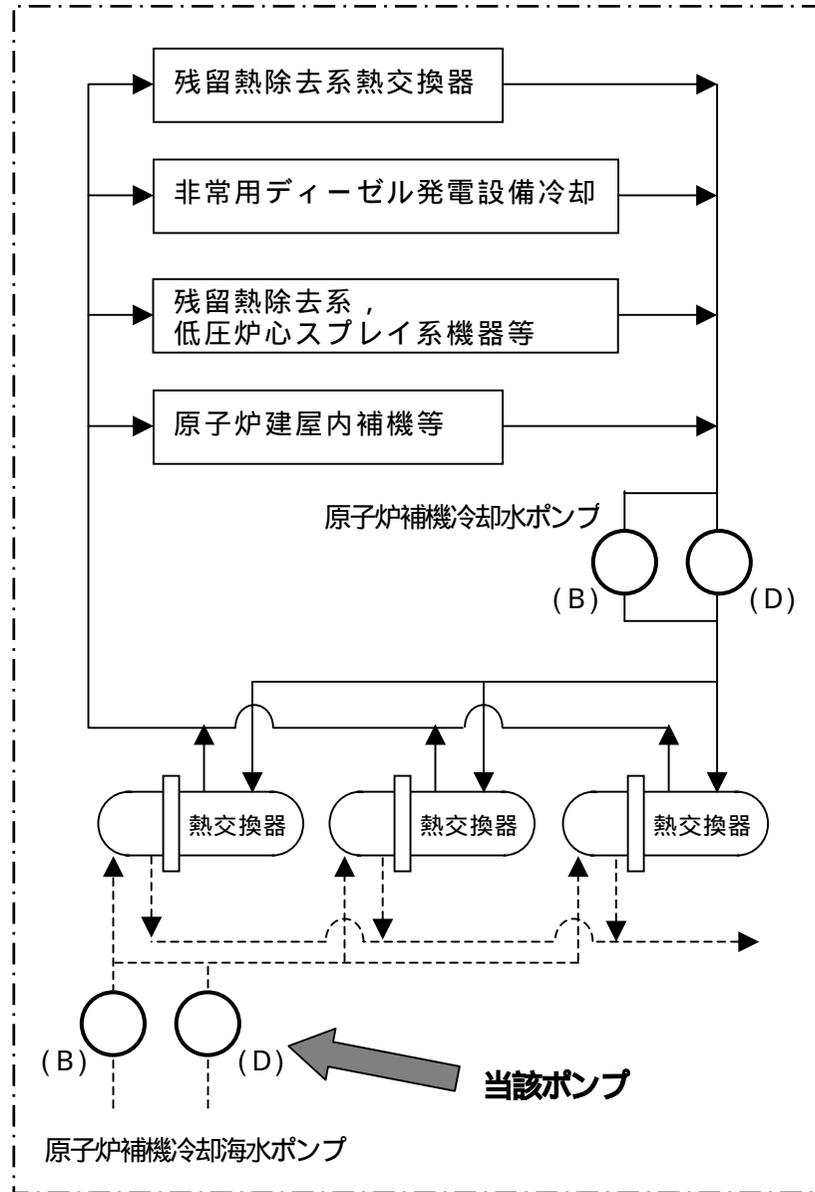
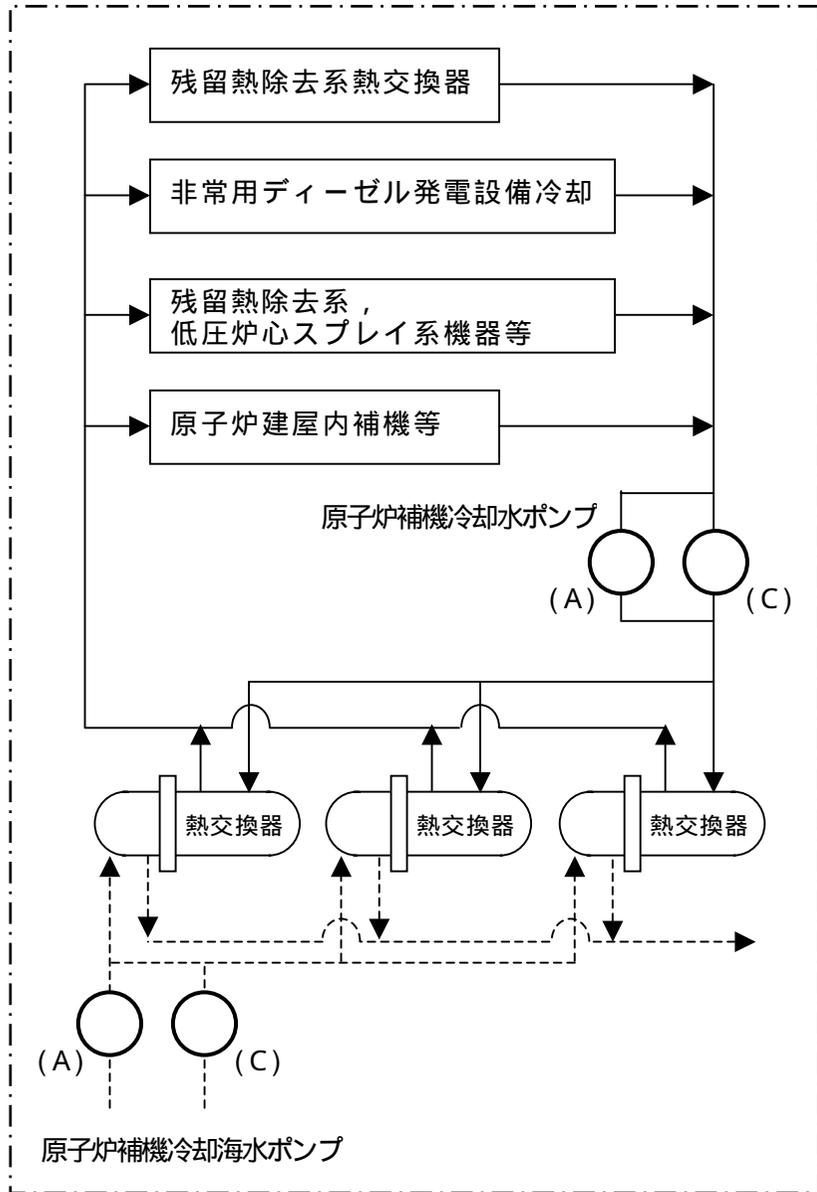
保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

注 3 : 同ポンプが不調の場合に要求される措置

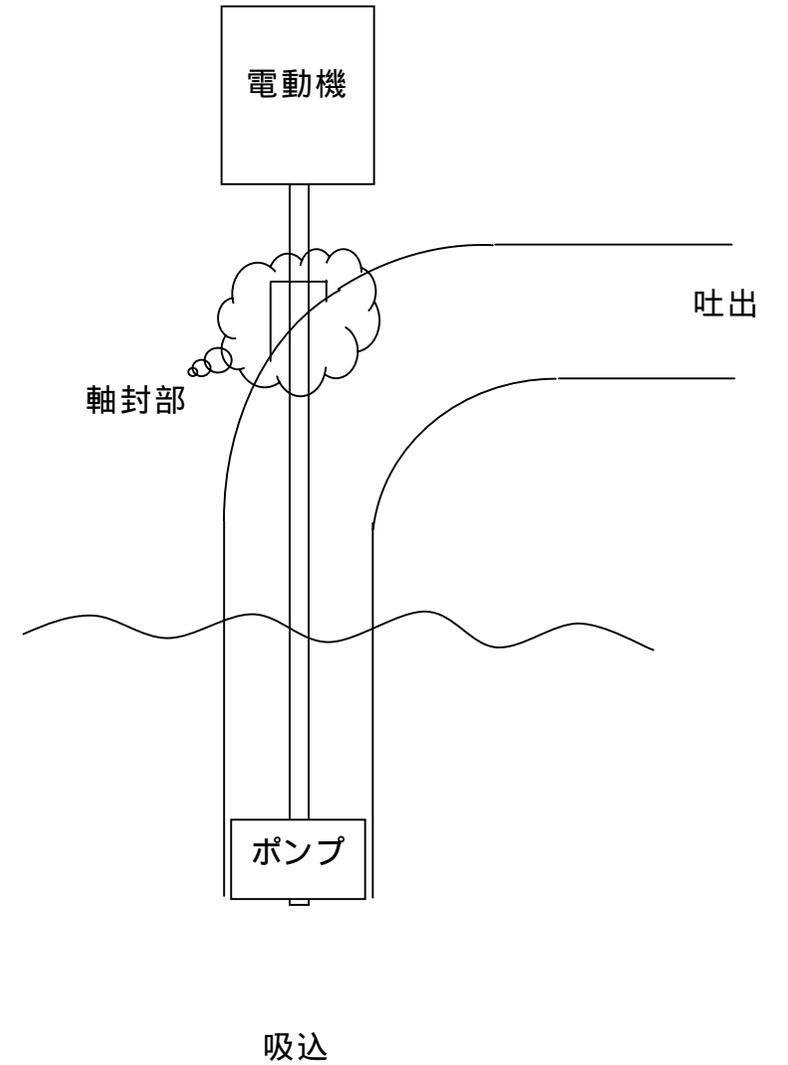
保安規定では、運転上の制限の逸脱時には 10 日以内に原子炉補機冷却海水ポンプ(D)を運転可能な状態に復旧するとともに、他の 1 系列(原子炉補機冷却水系/同海水系)が動作可能であることを確認することが求められています。

系列

系列



—— 原子炉補機冷却系 (純水)
 - - - 原子炉補機冷却海水系 (海水)



原子炉補機冷却水系及び同海水系 系統概略図